

不定期刊行物

翔べ、優駿

(第 30 号)平成 20 年 10 月 2 日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025

島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL:(0856)22-2073

FAX:(0856)24-2785

[URL:http://www.tabara-office.com/](http://www.tabara-office.com/)

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

お陰様で 20 周年

今月 2 日、当事務所は創立以来 19 年が経過し、いよいよ 20 周年を迎えることになりました。これもひとえに皆様のご支援のお陰と感謝しております。

ところで、当事務所開設当時は幼稚園児であった大学 4 年生の長男翔もようやく就職が決まり、予定通りいけば、来年の春には親の手を離れることになりました。しかし、私はこのように発表することにより一抹の不安を覚えています。それは、単位不足で卒業できない可能性が高いからです。でも、これ以上、スネをかじられるのはごめんです。もし、卒業できなかった場合には、ホームレスやネットカフェ難民になってでも、自活してもらうつもりです。

20 年というのは、幼稚園児が社会人になるように、人間が生まれてから一人前になるまでの時間です。そうすると当事務所も、来年の創立記念日を迎えて、ようやく一人前になるとも言えます。設立当初は、資格者に人生経験など関係ないと思っておりましたが、法律も実際の人間生活との関わりで初めて意味を持つわけですので、法律の解釈や運用に人生経験が大きく影響を与えることになることに、だんだんと気が付いて参りました。

今後とも、当事務所のモットーである「ふれれば法はあたたかい」どおり、人間生活を豊かにし、人を幸せにするための法的サービスを提供していきたいと思います。

グレーゾーン金利について

グレーゾーン金利という言葉をよく聞かれると思いますが、これは利息制限法に定める上限金利を超えるものの、出資法に定める上限金利以下の金利のことを言います。これでは何のことかよく分からないと思いますので、分かりやすく言うと、貸金業者を相手に裁判

をすれば払いすぎた利息を取り返せるが、貸金業者が高金利をとっても犯罪として処罰されない範囲の金利を言います。つまり、民事上は違法だが、刑事上は適法な金利ということです。違法は黒、適法は白とすると、その中間で灰色(グレー)な範囲(ゾーン)の金利だからグレーゾーン金利と言われるのです。

そもそも利息制限法は高金利を無効としています。利息制限法によって許されている上限金利は、最初に借りた金額(元金)が 10 万円未満であれば年 20%、元金が 10 万円以上 100 万円未満であれば年 18%、元金が 100 万円以上であれば年 15%です。これだって、銀行の定期預金の金利が年 0.3~0.4%程度であることを考えると、法外に高い金利だと言えます。

では実際の貸出金利がどうしてきまるかという、法律上は契約自由の原則といって、借主と貸主とが自由に話し合っ決めて決めることになっています。そうすると借主と貸主の力関係で決まることになり、どんな金融機関でも安心して貸したいと思うような経済力のある借主は金利の安い貸主を選べますが、一般金融機関からは借入を断られるような経済力のない借主は高金利のサラ金からしか借りられなくなります。そして、貸主としては少しでも高い金利をとって、儲けたいというのが本音ですから、利息制限法を大きく上回るような金利を要求し、どうしてもお金を借りなければならない弱者は、貸主の言うままに極めて高金利で借入をすることになります。実際、ヤミ金などは年 1,000%を超える金利を取っているのが一般的です。サラ金でも現在でこそ年 25~29%程度ですが、オイルショック後の昭和 50 年代には年 50~60%の金利を取っているのは一般的でした。

このような超高金利では、いくら返済しても利息を返すのがやっとで、元金は少しも減らず、死ぬまでサラ金に利息を払い続けなくてはならないという有様でした。そして、サラ金からお金を借りるような人は、元々、収入の少ない人達であり、家計の収支が毎月のように赤字だから高金利のサラ金からお金を借りたのです。それにサラ金への返済が加われば、家計の赤字は更に大きくなります。したがって、毎月の返済すら困難であり、サラ金へ返済するために別のサラ金から借入を借入をするようになります。そうすると、サラ金への返済が更に大きくなり、サラ金への返済のために次々と借入を増やしていき、借金は雪だるま式に増えていきます。これが世に言う多重債務者です。

サラ金はテレビの CMなどでソフトなイメージを広めていますが、それはお金を貸し付け、返済が順調にいつている間だけです。いざ返済が遅れがちになると、掌を返したように厳しい取り立てをしてきます。そのために夜逃げをしたり、自殺する多重債務者が増えて大きな社会問題になりました。

こうした高金利の貸金業者による社会問題は、オイルショック後の昭和 50 年代以前にも、朝鮮戦争後にも発生し、私が生まれた年である昭和 29 年に出資法が制定され、出資法で定める上限金利を超える利息の契約を刑事罰をもって禁止することになりました。しかし、出資法ができた当時の上限金利は年 109.5%であり、これは昭和 58 年まで続きました。年 109.5%という金利は、異常な狂乱物価の時代でない限り、とてつもない高金利であり、貸

金業者の儲けとしては十分であったので、貸金業者は利息制限法の上限金利以上、出資法の上限金利以下の範囲、すなわちグレーゾーン金利で営業してきました。すなわち、出資法の制定とともにグレーゾーン金利の歴史が始まったと言えます。

そして、オイルショック後の昭和 50 年代、サラ金による夜逃げや自殺が大きな社会問題となると、出資法が改正され昭和 58 年から年 73%、昭和 61 年から年 54.75%、平成 3 年から年 40.004%、平成 12 年から年 29.2%に上限金利が下げられ現在に至っています。

こうしてグレーゾーンは次第に狭まってきてはいますが、違法金利であることに変わりはありません。そして、利息制限法の上限金利を超える利息部分は元金の返済に充てられ、その結果元金がなくなったにも関わらず支払ったお金は過払金と言って裁判をすればとりかえすことができます。違法な営業をしている貸金業者に利益を温存させることは社会正義に反しますので、是非取り返したいものです。心当たりのある方は、ご相談下さい。